

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240731	有限会社秋芳タクシー (法人番号 6250002007764) 代表 者酒井政志	山口県美祢市秋芳町秋吉 4945番地6	本店営業所	山口県美祢市秋芳町秋吉 4945番地6	文書警告	道路運送法第27条第3 項	令和6年6月10日及び同年7月23日、重傷事故を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)業務記録の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項及び第4項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対する指導監督の記録義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	0	0